

山形市空家等対策協議会について

1 協議会について

(1) 概要

適切に管理されていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事例が近年増加している。空家等にかかる対策計画を策定し施策を推進する機関として、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条による法定協議会を設立し、空家等の活用促進を図ります。

(法第7条 協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において『協議会』という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

(2) 協議会委員構成

下記に記載の10名以内で構成、任期は2年（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

山形市空家等対策協議会委員					
	空家等対策特措法上の位置付け	団体等の所属	役職名又は資格	氏名	山形市空家等対策協議会役職
1	市長	山形市	山形市長	サトウ 孝弘 佐藤 孝弘	会長
2	地域住民	山形市自治推進委員長連絡協議会	会長	ミヤダチ 照彦 宮館 照彦	
3	法務	山形県弁護士会	弁護士	ヤマグチ サヨコ 山口 紗世子	
4		山形県司法書士会	副会長	サトウ 剛 佐藤 剛	
5	不動産	山形県宅地建物取引業協会山形	代表理事	タナカ ユウイチ 田中 勇一	
6		公益社団法人全日本不動産協会山形県本部	本部長	ヤマグチ シンジ 山口 真司	
7	建築	一般社団法人山形県建築士会	一級建築士	ヒロタ ケイコ 廣田 慶子	
8	福祉	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	事務局長	サトウ 貴司 佐藤 貴司	
9	住環境	国立大学法人山形大学工学部	教授	サトウ シンヤ 佐藤 慎也	副会長

(3) 協議内容

- 空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項
- その他協議会において必要と認められる事項

2 山形市空家等対策協議会運営要綱の改正について

別紙（案）のとおり

(案)

山形市空家等対策協議会運営要綱の一部を改正する要綱

山形市空家等対策協議会運営要綱（令和2年2月4日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条から第3条まで 一略一 (組織) 第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 2 市長は、法第7条第2項に規定する者で、市長が協議会に必要と認めるものに委員の就任を依頼する。 3 市長は、前項の場合において、協議会に必要と認める団体又は機関に委員の推薦を依頼することができる。 <u>4 市長は、あらかじめ指名する者をその代理の委員とすることができる。</u> 第5条 一略一 (会長及び副会長) 第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 <u>4 第4条第4項の規定により、代理の委員が定められた場合は、第6条第1項の会長職務を代理することができる。</u> 第7条から第10条まで 一略一	第1条から第3条まで 一略一 (組織) 第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 2 市長は、法第7条第2項に規定する者で、市長が協議会に必要と認めるものに委員の就任を依頼する。 3 市長は、前項の場合において、協議会に必要と認める団体又は機関に委員の推薦を依頼することができる。 第5条 一略一 (会長及び副会長) 第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 第7条から第10条まで 一略一

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

(案)

山形市空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する山形市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 市長は、法第7条第2項に規定する者で、市長が協議会に必要と認めるものに委員の就任を依頼する。
- 3 市長は、前項の場合において、協議会に必要と認める団体又は機関に委員の推薦を依頼することができる。

4 市長は、あらかじめ指名する者をその代理の委員とすることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に事故があるとき、又は欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 第4条第4項の規定により、代理の委員が定められた場合は、第6条第1項の会長職務を代理することができる。

(会議)

(案)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長は、その議長となる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員のうち、第4条第3項の規定により就任を依頼された委員は、代理人として同一の団体又は機関に所属する者を会議に出席させることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、山形市まちづくり政策部管理住宅課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

（任期の特例）

2 この要綱の施行の日以後、最初に第4条第2項の規定により就任を依頼された委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、その就任の日から平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

参考

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号

(最終改正 令和3年6月30日付け総務省・国土交通省告示第1号)

改正後	改正前
<p>2 実施体制の整備 (2) 協議会の組織 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができ、その構成員としては「市町村長（特別区の区長を含む。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」ものとされている（<u>法第7条第2項</u>）。<u>なお、市町村長を構成員としつつも、協議の内容に応じて、本人ではなく、市町村長より委任された者が参画するなど、必要に応じて柔軟な運営方法とすることも可能である。</u></p>	<p>2 実施体制の整備 (2) 協議会の組織 市町村は、<u>法第7条に基づき</u>、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「<u>協議会</u>」を組織することができ、その構成員としては「市町村長（特別区の区長を含む。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」ものとされている（<u>同条第2項</u>）。</p>